

定額複利預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金のうち自動継続扱いのものは、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金(だんだん定期預金)として継続します。ただし、継続後のこの預金の元金額が当金庫指定の金額以上となる場合はこの取り扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続したときはその最長預入期限)までにその旨を申し出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日(継続したときはその継続日の6か月後の応当日)以降の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前記(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払後の預金残高。以下同じ。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、お支払後の残高が10万円以上になるように指定ください。また、この預金の元金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。

なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払後の残りの金額について、引き続き自動継続の取り扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約日(一部支払いをするときには一部支払日、最長預入期限後に支払う場合には最長預入期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(以下「約定利率」という。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合の利息は、継続日(解約するときは解約日、一部支払いをするときは一部支払日)に預入日(継続した場合はその継続日。以下同じ。)から最長預入期限(解約するときは解約日、一部支払いするときは一部支払日)の前日までの日数について上記と同様の方法により計算し、あらかじめ指定された預金口座への振替または元金への組み入れのいずれかの方法により(解約するときはこの預金とともに)支払います。

 - ① 6か月以上1年未満 利率は別紙でお渡しします。
 - ② 1年以上2年未満 同上
 - ③ 2年以上3年未満 同上
 - ④ 3年以上4年未満 同上
 - ⑤ 4年以上5年未満 同上
 - ⑥ 5年 同上
- (2) 自動継続扱いの場合の継続を停止した場合におけるこの預金の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。
- (3) この預金の最長預入期限以後の利息(自動継続扱いの場合の継続を停止した場合における最長預入期限以後の利息を含みます。)は、最長預入期限から解約日または、書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を定期預金共通規定第6条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. (規定の準用)

定額複利預金規定

- (1) この規定に定めがない事項については、自由金利型定期預金（M型）規定の定めに基づいて取り扱うものとします。
- (2) 前記（1）で自由金利型定期預金（M型）規定にも定めがない場合は、定期預金共通規定により取り扱います。

5.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上